

MIYAZAKI-GAP 基準書

【区分:青果物】

令和6年4月1日 制定

宮 崎 県

MIYAZAKI-GAP【区分:青果物】

分野 1:農場経営管理 2:食品安全 3:労働安全 4:環境保全 5:人権保護

国番号 農林水産省「国際水準GAPガイドライン」内の番号
「国際水準GAPガイドラインの解説書」内の番号

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
1 経営体制 全体	1.1	農地台帳や地図等を作成することで、ほ場や施設の名称、面積や所在地を明確化していること	下記が明確となっている書類がある。 ①圃場地図(もしくは地番)、名称 ②面積 ③栽培品目(品種)	1	1	対象
	1.2	組織の責任体制が定められ、周知されていること	①責任者を確認できる組織図がある(経営者、農場責任者、肥料管理、農薬管理、労働安全等)。 ②経営者は、農場内に上記の責任者を周知している(作業場に掲示又は共有ファイルで保管)。 ③責任者は、行政や農協等の実施する研修や指導、自己学習等で知識を向上させている。	1	2	対象
	1.3	農場経営の方針・目的を定めていること	①食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理を含んだ方針(目標)を文書化し、掲示等を行うことで、周知している。	1	3	対象
	1.4	MIYAZAKI-GAPの自己点検を実施し、改善に向けた取組をしていること	①MIYAZAKI-GAP 基準書内の管理のポイントを踏まえて、農場のルールを定め、ルールに従って実施・記録している。 ②年1回以上、自己点検し、不適合だった項目について改善を図るとともに、ルールを見直している。	1	4	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
2 生産体制 全体	2.1	自らが開発した知的財産を保護・活用していること。また、登録品種等、他者の知的財産を侵害していないこと	①自身の知的財産を守る手段(権利化、秘匿、公開等)を理解し、取り組んでいる。 ②種苗は、正規に登録品種を購入することを基本とし、登録品種の無断使用はしていない。 ③登録品種の穂木、種子や種菌を権利者の許可なく譲渡していない。	1	5	対象
	2.2	農業経営の方針に基づいた生産計画を立て、実績を記録・評価し、必要に応じて次の計画に反映していること	①以下の項目を含んでいる計画がある。 i 作付ほ場、ii 作付品目、iii 目標収量、iv 作業計画、v 収穫時期 産地で作成された栽培暦等がある場合は、栽培暦等をもって替えることができる。 ②上記①に基づいて農作業を記録している。 ③実績を計画に対して評価し、必要に応じて次の計画立案に役立っている。	1	6	対象
	2.3	農場管理の記録を作成・保管していること	以下について、1年以上の必要な期間保管している。 ①種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬、種菌、原木、菌床、菌床材料等の購入伝票等 ②農産物の出荷等に関する記録については出荷先、出荷日、数量、ほ場の特定ができるもの(出荷伝票でも可) ③取引先等からの情報提供の求めへの対応	1	7	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
3 リスク 管理	3.1	作業工程ごとに、食品安全の観点からリスク評価を行い、防止、低減対策を定めること	①ほ場、栽培、収穫、運搬、選別、出荷等の作業工程ごとに食品安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ②リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止、低減する対策を決めて、その対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	2	8	対象
	3.2	作業工程ごとに、労働安全の観点からリスク評価を行い、防止、低減対策を定めること	①ほ場、栽培、収穫、運搬、選別、出荷等の作業工程ごとに労働安全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ②リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止、低減する対策を決めて、その対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	3	9	対象
	3.3	作業工程ごとに、環境保全の観点からリスク評価を行い、防止、低減対策を定めること	①ほ場、栽培、収穫、運搬、選別、出荷等の作業工程ごとに環境保全の観点からリスク評価を行いその内容を記録している。 ②リスクが高い危害要因について、危害要因によるリスクを防止、低減する対策を決めて、その対策を実施するための農場のルールを設定し、これに基づいて対策を実施・検証・見直している。	4	10	対象
	3.4	収穫の履歴や農場の管理の記録と出荷記録が結びつけられており、これらの記録が保存されていること	①収穫の履歴として、圃場名、品名、収穫日(きのこ類の場合は収穫年月)、収穫数量の記録がある。 ②品質管理の履歴として、保管場所、温度、湿度、保管期間等の記録がある。 ③出荷の履歴として、品名、出荷日、出荷数量、出荷先の記録があり、収穫記録と紐付けできる。 ④出荷時には、食品表示法に基づき適正に名称及び原産地を表示している。	1	11	対象
	3.5	農場のルールに基づく管理を遵守することについて、外部委託先と合意していること	①外部委託先と農場のルールに基づく管理の実行について同意書を交わしている。同意書には下記 i ~ v が含まれている。 (外部委託: 作業工程に直接関わる作業を外部の事業者へ委託。播種、防除、施肥、収穫、運送等) (農場と外部委託先が同意書等を交わせない場合は、外部委託先が公開する約款等を農場が確認することで代替。また、外部委託先がその業務の範囲に関してGAPの第三者認証を取得している場合は適用除外) i 農場の経営者名、住所及び連絡先 ii 外部委託先の名称、所在地、連絡先及び代表者名 iii 外部委託する作業及びその作業に関するルール iv 上記 iii について農場が定めたルールに従うことの合意 v 違反の場合の措置に関する合意	1	12	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
3 リスク 管理	3.6	サービス提供者の評価及び選定にかかる方法を定めて実施していること	①残農検査、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う機関は、該当する分野で国が認定した登録検査機関、又は、ISO17025認定機関に依頼している。 ②資材やエネルギーの取引先に関して、信頼性を評価している。	1	13	対象
	3.7	クレーム及び農場のルール違反への対応手順を定めていること	①商品に関するクレーム及び農場のルール違反が発生した場合の対応について、手順を文書化により明確にしている。 ②対応した場合は記録を保存している。	1	14	対象
	3.8	事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を実施していること	①農林水産省が公表している『農業版BCP(事業継承計画書)』を参考として自然災害や事故等による経営リスクを把握するとともに、収入保険等への加入を検討する等、持続可能な農業生産に向けた取組を実施している。	1	15	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
4 人的資源	4.1	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施していること	①人の多様性を理解し、性別、国籍、宗教などによって、差別や偏見のない職場環境をつくっている。 ②適切な手段で労働力を確保し、雇用条件を提示している。	5	16	対象
	4.2	技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施していること	①関係法令に基づき適切に受け入れている。 ②監理団体または登録支援機関からの指導に従い、就労・生活環境整備を実施している。 ③監理団体または登録支援機関を介さない外国人雇用の場合は、在留カード等により就労条件を確認するとともに、人種等による差別を行っていない。	5	17	対象
	4.3	家族間の十分な話し合いに基づく家族経営を実施していること	①家族間で労働環境等に対する意見交換を行い、内容を記録している(役割分担、休日、休憩、給与等)。	5	18	対象
	4.4	労働条件を遵守し、労使間における労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施していること	①労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備する。 ②使用者と労働者の間で、労働条件、労働環境、労働安全等に対する意見交換を行っている(休暇の取り方、休憩、作業場の環境等)。 ③使用者と労働組合または労働者の代表との間で締結した協定がある場合は、それに従っている。	5	19	対象
	4.5	作業者が必要な力量を身に付けるため、教育訓練を実施していること	①農場ルールについて作業員全員へ教育訓練を実施している。 ②外国人雇用者がいる場合は、写真やイラストなどにより理解できる方法で取り組んでいる。 ③自治体、関連機関、組織等が行っている講習会等に積極的に参加している。	1	20	対象
	4.6	必要に応じて労災保険に加入していること	①常時雇用の従業員がいる場合、労災保険に加入している。 (常時5人未満の労働者を雇用する個人事業者を除く) ②必要に応じて、特別加入している。	1 5	21	対象
	4.7	機械作業、高所作業、農薬散布作業等の危険が伴う作業は、それに見合う力量がある作業者を定めていること	①法規制がある作業等には、必要な免許の取得や講習を受けている。 ②以下の作業内容によって、適切な作業従事者を定めている。 農薬散布作業、機械作業、高所作業等	3 5	22	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
4 人的資源	4.8	農作業時は、事故防止等のため、適切な服装、装備を着用している。また、管理を実施していること	①農作業時は、帽子・手袋等作業内容に応じた装備の着用をしている。 ②機械や高所作業時は、それぞれの安全対策のための装備を装着している。 ③年1回、機能について確認するなど管理をしている。	3	23	対象
	4.9	農作業事故発生への備えがあること	①事故発生時の対応手順を定めるとともに緊急連絡先を周知している。 救急、消防、警察、病院、電気、水道、ガス 等 ②清潔な水と救急箱は、常に作業を行う場所の近くに備えている。	3	24	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
5 経営資源	5.1	入場者に対して衛生管理等に関するルールを周知し、実施させていること	①食品安全、衛生管理、労働安全、環境への配慮に関する入場時のルールがあり、周知されるとともに実行されている。 ルールには、以下の項目を含んでいる。 i 作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着品及び所持品の取扱い ii 手洗いの手順、消毒、爪の手入れ iii 喫煙、飲食、痰や唾の処理及び咳やくしゃみ等の個人の行動 iv トイレの利用 v 農産物、器具や設備等への接触	1	25	対象
	5.2	ほ場や作業場所から通える衛生的なトイレや手洗い場があること	①ほ場や作業場所から通える距離にトイレ・手洗い場があり、衛生的な作業ができるようになっている。 ②トイレや手洗い場には、石鹼(消毒液)が設置してある。 ③定期的な清掃がされ、衛生的に保たれている。	1 2	26	対象
	5.3	ほ場やその周辺環境(土壌や汚染水)、廃棄物、資材等からの土壌及び農産物の汚染のリスク評価を行い、対策を実施していること	①周辺環境を確認し、汚染源の可能性について把握し、リスクが高い場合は汚染を回避する対策を講じている。 ②土壌の使用履歴や土壌汚染の有無について確認し、リスクが高い場合は汚染を回避する対策を講じている。 ③工場排水や家畜糞尿等の汚水が大雨時に流入する恐れがある場合は、流入を防ぐための対策を講じている。 ④危害要因となる廃棄物、資材等は適切に処分している。	2	27	対象
	5.4	堆肥等の有機物等の施用等により土づくりを行い、適正な土壌管理を実施していること	①土壌の状態に合わせて堆肥等の有機物等の施用や緑肥作物の植付により、適正な土壌管理を実施している。	4	28	対象外
	5.5	傾斜のあるほ場等、土壌流出・侵食が予測される場合は、軽減する対策を実施していること	①土壌の侵食が懸念される場合は、マルチングや排水対策、等高線栽培等の対策を講じている。	4	29	対象外
	5.6	使用する水の安全性を確認し、必要があれば対策を実施していること	①使用する水の水源や周辺環境を確認している。また、安全性が疑われる場合は、分析を行うとともに、対策を講じている。 ②収穫後の農産物の洗浄等に水を使用する場合は、飲用に適する水(水道水は可)を使用する。	2	30	対象
	5.7	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策をとっていること	①培養液の交換、衛生的な資材・機器の取り扱いにより、微生物的、化学的汚染を低減するための対策を講じている。	2	31	対象外

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
5 経営資源	5.8	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水やそれに含まれる植物残渣、掃除ゴミ等を管理していること	①農場からどのような排水が出ているか把握している。 ②排水経路を確認し、水源に流れないように排水ます、沈殿槽、ざるを設置する。 ③機械類等の洗浄場所は洗浄水が河川に流れ込まない場所に設ける。	4	32	対象
	5.9	農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、整備、清掃等の適切な管理に加え、有害生物の侵入や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること	①農産物取扱施設・設備の保守管理、点検、清掃等の適正な管理を行っている。 ②有害生物の侵入・発生及び、異物や有毒植物の混入等に繋がる行為や物について把握している。 ③発生源の除去、進入路の閉鎖などの対策を講じている。	2	33	対象
	5.10	農産物取扱施設でのアレルギーとの交差汚染や異物混入等の可能性を把握し、対策を講じていること	①農産物取扱施設でのアレルギーとの交差汚染や異物混入に繋がる行為や物について把握している。 i 機械、資材 ii アレルギー物質 iii 喫煙、飲食、害虫等 ②定められたルールがあり、実行されている。	1 2	34	対象
	5.11	収穫物は適切な環境で保管・貯蔵し、全ての農産物取扱施設において衛生管理を実施していること	①収穫物は、高温下に長時間放置せず、保管・貯蔵時は適切な温度管理を行い、品質低下、汚染を防ぐための取組を行っている。 ②保管・貯蔵時は、農産物取扱施設を清潔な状態、適切な温度に保ち、収穫物の品質低下、汚染を防止する環境となっている。	2	35	対象
	5.12	機械・装置、設備及び運搬車両は、使用前の安全点検と使用後に整備を行い、定められた場所で保管していること	①機械・装置及び運搬車両のリストがある。 ②使用前に安全装備等を確認している。 ③使用後は清掃・点検を行い、所定の場所を定め、保管している。	2 3 4	36	対象
	5.13	農産物と接触する資材、器具や容器を衛生的に保管・取扱・洗浄していること	①使用前後に、数量、種類や状態(劣化、損傷、汚染)を点検し把握している。 ②点検の結果、不具合がある場合は、修理、洗浄、交換等の対策を行っている。 ③長期間保管する場合等は、屋内等の清潔な環境で保管する。	2 3 4	36	対象
	5.14	計量機器の点検・校正をしていること	①農作物の選別や計量に使用する計量機器は定期的に点検・校正している。	1	37	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
5 経営資源	5.15	栽培・収穫・調製・運搬に使用する器具・包装容器等や掃除道具及び洗浄剤・消毒剤・機械油等の安全性を確認するとともに、適切な保管・取扱・洗浄を実施していること	①農産物に直接接触するのに適した材質、安全性を有しているのを確認している。 ②掃除道具の劣化・損傷等により農産物が汚染されないように、定期的に点検し、必要に応じて交換している。 ③掃除・消毒に使用する洗浄剤・消毒剤は、食品安全上問題のないものを使用しており、所定の場所に安全に保管されている。 ④農産物と接触の可能性のある機械可動部へ機械油を注油する場合は食用機械用を使用し、影響がないように対策を講じている。 ⑤長期間保管する場合等は、屋内等の清潔な環境で保管する。	2	38	対象
	5.16	機械、装置、器具等の機能、使用上の注意事項等を理解し、安全に使用していること	①取扱説明書の内容を理解している又はメーカーの指導・助言を受けている。 ②機械、装置、器具等の目的外使用や改造はしない。特に安全装備は取り外さない。	3	39	対象
	5.17	燃料類は適切な場所・方法で保管されていること	①火気がなく、部外者がみだりに立ち入らない場所で保管している。 ②内容物に適した容器で保管している。 ③燃料の近くで火気を使用していない。 ④燃料は消防法や自治体の条例による規則を遵守して管理し、流出防止・火災防止に努めている。 ⑤農作物に燃料が付着しないよう、流出した燃料が水源や土壌を汚染しないよう燃料漏れ対策を実施している。	2 3 4	40	対象
	5.18	温室効果ガスの発生抑制や施設・機械等の使用において省エネ対策を行っていること	①電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握する。 ②暖房機や農業機械等は使用前点検等を行い、エネルギー効率のよい状態で使用している。また、施設園芸等では必要に応じて重油消費を低減するための対策を行っている。 ③農場から発生する温室効果ガスの排出削減やほ場への堆肥施用等による炭素貯留に努めている。	4	41	対象
	5.19	農場から出る廃棄物を把握し、適切に処分するとともに、リサイクル等を通じ廃棄物の削減に努めること	①農場から出る廃棄物を把握している。 ②病害虫の発生の懸念がない作物残渣は、ほ場への還元や堆肥化等を検討する。 ③農業生産活動で発生したビニールや空袋等の廃プラスチックは分別し、適正に処理している。 ④処分するまで農産物等と接触しない場所に一時保管し、適切に処理を行う。	2 4	42	対象
	5.20	整理整頓し、農業生産に用いる資材やごみ等が放置されていないこと	①ほ場、農産物取扱施設及びその周辺が整理・整頓・清掃されており、不要な機材、資材や廃棄物(農薬容器、肥料包装、空き缶、吸い殻等)が散乱していない。	3 4	43	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
5 経営資源	5.21	農業生産活動に伴う廃棄物の不適切な処理・焼却を回避していること	①農業の空容器は、風雨にさらされない場所で保管し、産業廃棄物として販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。 ②野外焼却は原則行わない。以下の場合以外の野外焼却を行わない。 i 農場で生じた廃棄物(稲わら、剪定枝等)のうち、周辺住民への影響が小さく、環境への影響に配慮し、やむを得ないものとして行われるもの ii 畦などの枯れ草の焼却	3 4	43	対象
	5.22	周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、煙、埃、有害物質の飛散・流出等の配慮と対策を実施していること	①農場や農産物取扱施設の周辺住民等に対して、騒音、振動、悪臭、煙、埃、有害物質の飛散・流失等に配慮している。 ②住民と良好な関係を維持するため、積極的にコミュニケーションをとる。	4	44	対象
	5.23	ほ場やハウスには、ペットを持ち込まない他、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策を講じていること	①ほ場・ハウス内へのペットの持込を禁止する。 ②ハウス等の施設ではネズミ等の野性動物の侵入を防止する対策を講じている ③野生鳥獣による被害が懸念される場合は、それらを寄せ付けないため、作物残渣を放置しない ④加害する野生獣に適した防護柵を設置する等の対策を講じている。	4	45	対象
	5.24	外来生物を適正に管理していること	①農業生産で使用する外来生物が生態系を乱さないような管理をしている。 ②セイヨウオオマルハナバチを使用する場合は、以下の取組を行っている。 i 環境省の許可を得ている。 ii 定められた基準や取扱方法に従った飼養管理をしている。	4	46	対象外

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
6 栽培管理	6.1	信頼できる供給元から適正な手段で種苗を入手し、育苗の管理や種苗の調達に関する記録を保管していること	①種苗を購入した場合、品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分(種子の場合は種子消毒、苗の場合は種子消毒、育苗期間中に使用した農薬すべて)と使用回数が記載された証明書等を保管している。または、記録している。 ②自家増殖の場合、採取した種苗の圃場を記録している。 ③定植までに育苗する場合は、育苗場所や施設名、品目・品種、培土・施肥、農薬の使用履歴等を記録している。 ④行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることを確認している。	2	47	対象
	6.2	周辺ほ場からの農薬ドリフトの影響を回避すること	①周辺ほ場で栽培される作物を把握し、ドリフトの危険性を認識している。 ②周辺の生産者とコミュニケーションをとり、周辺地からのドリフトの影響を回避している。	2	48	対象
	6.3	病害虫・雑草が発生・拡大しにくい環境づくりを行っている(IPMIにおける「予防」の取組)こと	①以下のような取組を実施している。 i 健全な種苗を使用している。 ii ほ場やその周辺の除草、害虫の侵入防止、輪作、抵抗性品種を利用する等、病害虫が発生しにくい環境づくりを行っている。	4	49	対象
	6.4	病害虫・雑草の発生状況等を基にした適期防除を実施している(IPMIにおける「判断」の取組)こと	①発生予察情報や日頃の観察等を基に、発生時期や害虫の生育ステージ等に応じた適期防除を実施している。	4	50	対象
	6.5	化学合成農薬以外の防除技術の導入により、総合的な防除を実施している(IPMIにおける「防除」の取組)こと	①農作物に被害を与える病害虫について、化学合成農薬以外の物理的・生物的防除技術を含め、適当な技術を選択し、導入している。 ②天敵を使用する場合は、適期に使用するとともに、天敵のエサとなる資材の追加等により、防除効果を維持するための取組に努めている。 ③微生物殺菌剤等を使用する場合には、効果的な使用方法を理解している。	4	51	対象外
	6.6	農薬使用基準を順守した農薬使用計画(防除暦等)を作成していること	①使用する農薬及びその使用基準等について把握し、品目ごとに使用する農薬使用計画(部会においては防除暦)を作成している。 ②登録農薬及び特定農薬だけを使用し、農薬登録がないのに、その用途に直接的な防除効果をうたった資材を使用していない。	2	52	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
6 栽培管理	6.7	農薬使用時は、農薬使用計画(防除暦等)に基づき、適正に農薬を使用していること	①ラベルの表示を必ず確認し、使用時期、適用作物、希釈倍数、散布量、使用回数、使用方法、収穫前日数等を守って使用している。 ②土壌くん蒸剤を使用する場合は、揮散を防止するため、被覆を行っている。 ③難防除病害虫等に対しては、同じ系統の農薬を連用せず、ローテーション防除を実施している。 ④不適正な農薬使用が疑われる場合には、残留農薬検査を実施するなど安全性を確認する。	2	53	対象
	6.8	農薬は、周辺環境を汚染しない場所で、使用残が発生しないよう必要な量だけ調整し、使用した計量器等の洗浄を実施していること	①農産物や環境に危害のない場所で散布液を調整している。 ②散布後に散布残が生じないように、栽培面積等に応じて、必要な散布量を計算し、秤量している。 ③計量カップや農薬の空容器は使用后、3回以上すすぎ、すすいだ水は薬液のタンクへ希釈用の水の一部として戻している。	4	54	対象
	6.9	農薬散布時における周辺作物・周辺住民等への影響を回避していること	①周辺作物に影響の少ない天候や時間帯に注意して散布している。 ②周辺ほ場へのドリフトの危険性を把握し、対策を実施している。 ③住宅地に近接する農地の場合は、周辺住民に対して、農薬散布の情報及び連絡先を周知するなど、配慮している。	4	55	対象
	6.10	農薬使用時は、ラベルに従った適切な防除衣・保護具を着用し、調製、防除、片付け作業を実施していること	①農薬ラベルに表示された防除衣・保護具(カップ、ゴム手袋、ゴム長靴、ゴーグル、防護マスク等)を着用している。 ②調製時は、農薬の原液を取り扱うため、細心の注意を払っている。	3	56	対象
	6.11	防除衣、保護具は、適切に洗浄、乾燥し、他への汚染がないように保管すること	①防除衣や保護具は、使用の都度洗浄(洗濯)し、収穫物の保管場所や農薬汚染のない場所で乾燥させている。 ②農薬や農産物と分けて保管している。	3	56	対象
	6.12	農薬使用前には、散布機等防除器具の十分な点検を実施すること	①使用前に、防除に使用する機械・器具を点検している。 ②使用前には、タンク、散布機、ホース内に前回使用した農薬残液が残っていないことを確認している。	2 4	57	対象
	6.13	農薬散布後は、散布機等防除器具を洗浄していること	①農薬使用後の洗浄方法を定め、薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等を十分に洗浄している。 ②洗浄排水は適切に処理している。	2 4	57	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
6 栽培管理	6.14	散布残液は、適正に処理していること	①散布残液は、規定の散布量を超えないことを確認して散布ムラの調整に利用するなどして使い切る。 ②残液が出た場合は適切に処理している。(法令を遵守し、自治体の指導に従う)	2 4	57	対象
	6.15	農薬の使用について記録し、記録を保管していること	①以下の内容が記録されている。 使用日、使用したほ場、使用した農作物、使用した農薬の名称、使用量及び希釈倍率、使用方法、散布器具 ②1年以上必要な期間保管している。	2	58	対象
	6.16	農薬は台帳により管理されていること	①農薬の入出庫は、台帳により管理されている。 ②台帳と実在庫の確認を年1回以上、実施している。	2 3 4	59	対象
	6.17	農薬は適切な場所・適切な方法で保管されていること	①強固で十分な大きさで、鍵のかかる保管庫で保管している。 ②剤型別、種類別に保管し、粉剤を上段、液剤を下段に保管している。 ③液剤はプラスチックトレイ等の容器で保管している。 ④開封済みの農薬は、流出を防ぐため密閉して保管している。 ⑤毒劇物及び危険物は、それらを警告する表示がされており、他の農薬と明確に区分して保管している。 ⑥農薬は、購入時の容器のまま保管(ペットボトル等への移し替え禁止)している。 ⑦農産物と接触しない場所で保管している。 ⑧農薬保管庫内の通気性を確保している。 ⑨使用期限を超過した農薬等、廃棄するものは販売店等の回収サービスや廃棄物処理業者を利用し、適正に処理している。	2 3 4	59	対象
	6.18	農薬の責任者による農薬適正使用の指示と検証が行われていること	①農薬に関する責任者がいる。 ②農薬使用計画に基づき、農薬責任者が農薬散布を指示している。 ③農薬責任者が散布記録を確認し、必要に応じて農薬使用計画を修正している。 ④農薬責任者は、農薬に関する知識を向上させる努力をしている。	2	60	対象
	6.19	堆肥は適正な工程で生産されたものを使用し、適正な施用をしていること	①堆肥は、適切な発酵温度の確保などにより、病原微生物や外来雑草の種子の殺滅対策を実施している。 ②未熟な堆肥としっかり区分されるなど、適正な管理をされた完熟堆肥を施用する。 ③購入先等に堆肥原料、生産工程に関する情報を確認している。 ④自家製堆肥等の成分表が無いものは、検査機関による分析や書籍等により標準的な成分量を把握している。	1 2 4	61	対象外

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
6 栽培管理	6.20	肥料等の安全性を確認した上で、環境保全に配慮した肥料等の利用計画を作成していること	①使用する肥料等の成分の含有量等を把握している。 ②施肥基準や栽培暦等を活用し施肥設計をしている。 ③安全性について確認されている肥料等を使用している。 ④原材料・製造工程・成分等が不明な資材は、安全性を確認してから使用している。	2 4	62	対象外
	6.21	土壌診断を実施し、診断結果に基づいた施肥設計を行い、不必要な施肥は行わないこと	①土壌診断の結果を活用し、地域の栽培暦、施肥基準等を基に施肥設計を行っている。 ②施肥設計に基づいた施肥を行うとともに、生育診断を活用し適正施肥を実施している。	4	63	対象外
	6.22	肥料等の使用について記録・保存していること	①以下の内容が記録されている。 施用日、施用したほ場、施用した農作物、施用した肥料の名称、施用面積、施用した量 ②記録を保存している。	1	64	対象外
	6.23	肥料等の保管は、食品安全、環境保全、労働安全に配慮していること	①食品安全(未熟堆肥と接触による交差汚染、農産物への接触防止)、環境配慮(覆い等による流出防止)、労働安全(落下や硝酸アンモニウム等の発火防止)に配慮している。 ②肥料の入出庫を台帳に記載している。 ③台帳を基に在庫管理を実施している。	2 3 4	65	対象外

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
7 きのこ類 (青果物 は対象 外)	7.1	原木、菌床に使用する資材や種菌は安全性が確認されているとともに、適切に保管されていること	①基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、組成成分及び材質等の明らかなものを使用する。 ②おが粉、チップ等の保管は、排水対策を講じるとともに、飛散の防止策を講じる。 ③添加物、容器は、品質に変化を起こさないように適切な保存、管理をする。容器を再利用する場合は、洗浄及び滅菌している。 ④種菌は受け入れ後、速やかに使用するとともに、保管する場合は、温湿度が管理された環境にて適切に保管している。	2	72	対象
	7.2	菌床栽培の場合、各施設(接種室、培養室、発生室等)は適切な環境条件が維持され、衛生管理が実施されていること	①施設内は整理整頓し、定期的に清掃・洗浄し、必要な場合は消毒している。 ②各施設は適切な温度・湿度が保持されているとともに、定期的に検査を行っている。 ③冷却施設は定期的に清掃している。 ④接種室の無菌状態を維持するため、定期的に点検を行うとともに、清掃・洗浄している。	2	73	対象
	7.3	菌床栽培の場合、菌床資材及び作業工程ごとの記録を残し、保管していること	①菌床の製造、種菌の接種、培養、発生、収穫に係る作業を記録し、保管している。 ②基材、添加物、容器等の菌床製造用材料は、数量、品質等の必要事項を受払簿等により記録し、保管している。	2	74	対象
	7.4	菌床栽培の場合、種菌接種を衛生的に実施していること	①調整した培地は速やかに袋等に充填し、殺菌している。 ②殺菌完了後の培地は、無菌状態で種菌の接種が行われている。 ③害菌等に汚染されたものがあつた場合は直ちに取り除いている。施設や器具等を汚染しないよう適切に廃棄している。 ④接種完了後の菌床は、所定の環境条件に調整された培養室で培養している。 ⑤培養中の菌床の菌糸のまん延状態、有害菌等の有無を定期的に検査している。	2	75	対象

区分	No.	管理のポイント	適合基準	分野	国番号	きのこ類
8 専門項目	8.1	ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出、取扱作業主任者の設置は適切に行われていること	①ボイラー及び圧力容器の設置・使用に必要な届け出を行い、取扱主任者を設置している。 ②ボイラー及び圧力容器の取扱いは、区分に応じた免許取得者、取扱技能講習修了者、取扱特別教育修了者が行っている。	3	76	対象
	8.2	ボイラー及び圧力容器の定期自主点検の記録を保管していること	定期的に自主点検を実施し、自主点検記録は3ヶ年保管している。	1	77	対象
	8.3	リンゴにおけるかび毒(パツリン)汚染の防止・低減対策を実施していること	①収穫用コンテナの洗浄や傷果発生防止のための丁寧な収穫、出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を行っている。	2	78	対象外